

# 「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

平成26年 11月1日改正

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(三重県指定 第2472500210号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

## ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 事故発生時の対応について	10
7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	10
8. 残置物引取人	13
9. 苦情の受付について	13

## 1. 施設経営法人

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 明光会        |
| (2) 法人所在地 | 三重県津市美杉町八知729番地の1 |
| (3) 電話番号  | 059-272-8800      |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 東 明彦          |
| (5) 設立年月  | 平成12年7月28日        |

## 2. ご利用施設

(1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成13年4月1日指定  
三重県2472500210号

(2) 施設の目的

福祉の理念に基づき、ホームを利用している入居者の心身の健康と生活支援に万全を期すため、愛情と誠意を基調とした処遇に努めるものとする。また、地域のニーズに応え「開かれた福祉」を目指しサービスの向上に努める。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 笑美の里

(4) 施設の所在地 三重県津市美杉町八知729番地の1

(5) 電話番号 059-272-8800

(6) 施設長(管理者)氏名 中山 茂 行

(7) 当施設の運営方針

(8) 開設年月 平成13年4月1日

(9) 入所定員 54人

## 3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	24室	
2人部屋	9室	
4人部屋	7室	
合計	40室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 昇降練習用階段、平行棒3.5m
浴室	2室	特殊浴槽・一般浴室
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に法定で義務付けられている利用料以外には特別にご負担いただく費用はありません。

◇居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

5 - (2) 記載のとおり

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	19.9名	18名
3. 生活相談員	2名	1名
4. 看護職員	3.4名	3名
5. 機能訓練指導員（看護職員が兼務）	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週（月・金）曜日10:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出：6:00～15:00（1） 日勤：7:30～16:30（4） 遅出：10:00～19:00（6） 夜間：16:30～10:30（3）
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：7:30～16:30（1） 日勤：8:00～17:00（1） 遅出：10:00～19:00（1）

※ 笑美の里ショートステイセンター 含む

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費並びに食費に係る利用負担額を除き、通常 9 割が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ①食費

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

##### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

##### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

#### <サービス利用料金(1日あたり)>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

※ 1単位=10.14円と計算します。また小数点以下は切り捨てとなりますので、自己負担額は必ずしも利用料金の1割となりません(10のみ小数点切り上げ)

**多床室**

1. ご契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護度 1 634 単位	要介護度 2 703 単位	要介護度 3 775 単位	要介護度 4 844 単位	要介護度 5 912 単位
ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,428 円	要介護度 2 7,128 円	要介護度 3 7,858 円	要介護度 4 8,558 円	要介護度 5 9,247 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,786 円	6,416 円	7,073 円	7,703 円	8,323 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	642 円	712 円	785 円	855 円	924 円
4. 居住費の基準費用額	320 円/日				
5. 食事の基準費用額	1,380 円/日				
6. 栄養マネジメント加算	14 円/単位				
7. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円/単位				
8. 看護補助加算(1)イ	6 円/単位				
9. 夜勤職員配置加算	22/単位				
10. 介護職員処遇改善加算	【(1+6+7+8+9)×2.5%】単位/日				
自己負担額合計 3+4+5+6+7+8+9+10	2,407 円	2,479 円	2,554 円	2,626 円	2,696 円

**個室**

1. ご契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護度 1 580 単位	要介護度 2 651 単位	要介護度 3 723 単位	要介護度 4 794 単位	要介護度 5 863 単位
ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 5,881 円	要介護度 2 6,601 円	要介護度 3 7,331 円	要介護度 4 8,051 円	要介護度 5 8,750 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,293 円	5,941 円	6,598 円	7,246 円	7,875 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	588 円	660 円	733 円	805 円	875 円
4. 居住費の基準費用額	1,150 円/日				
5. 食事の基準費用額	1,380 円/日				
6. 栄養マネジメント加算	14 円/日				
7. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円/日				
8. 看護補助加算(1)イ	6 円/日				
9. 夜勤職員配置加算	22/日				
10. 介護職員処遇改善加算	【(1+6+7+8+9)×2.5%】単位/日				
自己負担額合計 3+4+5+6+7+8+9	3,182 円	3,256 円	3,331 円	3,404 円	3,476 円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。（契約書第20条、第24条参照）

1. サービス利用料金	2 4 6 0 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2 2 1 4 円
3. 自己負担額（1－2）	2 4 6 円

#### ◇当施設の居住費（滞在費）・食費の負担額

世帯全員の市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

[単位：円]（日額）

対象者		区分	多床室 居住費	従来型個室 居住費	食 費
生活保護受給者等		利用者負担 第1段階	0	320	300
市町村民 税非課税 世帯が	高齢福祉年金受給者				
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	320	420	390
	利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入80万円超266万円未満の方等）	利用者負担 第3段階	320	820	650
上記の方以外		利用者負担 第4段階	320	1,150	1,380

#### 入所初期加算

入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき以下の金額が加算されます。

入所初期加算 → 1日あたり 30円

#### 栄養ケアマネジメント

入居者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて他職種協働により栄養ケアマネジメントを行います。

栄養ケアマネジメント → 1日あたり 14円

#### 経口摂取への移行加算

経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進める為に、医師の指示に基づ

く栄養管理を行う場合に 180 日以内は加算する。

経口移行加算 → 1 日あたり 28 円

#### 療養食加算

医師の指示せんに基づき提供される適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の場合加算する。

療養食加算 → 1 日あたり 23 円

#### 機能訓練加算

→ 1 日あたり 12 円

サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) → 1 日あたり 6 円

入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続 3 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上の場合加算する

#### 看護体制加算

→ 1 日あたり 6 円

常勤の看護師を配置している場合に加算する

#### 夜勤職員配置加算

→ 1 日あたり 22 円

17:30 ~ 9:30 までの時間帯で夜勤職員以外に 1 日あたり職員が合計 16 時間勤務している場合に加算されます。(朝食、夕食の時間帯に職員配置を手厚くした場合の加算)

個室の利用については、以下に定める経過措置に該当する方は、従来型多床室扱いとなります。

- ①従来型個室の既利用者のうち、過去 1 ヶ月に亘り特別な室料を支払っていない。
- ②感染症等により従来型個室への入居が必要と医師が判断した場合
- ③著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に影響を及ぼすおそれがあり、個室利用の必要ありと医師が判断した場合

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 4 条、第 5 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

## 〈サービスの概要と利用料金〉

### ①食費

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。ただし、介護保険負担限度額確認証の発行を受けている方は、記された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

食費 → 1日あたり 1,380円

### ②居住費（滞在費）

居室の利用にかかる費用です。

多床室 → 1日あたり 320円

従来型個室 → 1日あたり 1,150円

### ③特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

### ④電気製品持ち込みの場合（テレビ、電気毛布に限る）

1点につき 50円/日

### ⑤理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円（顔剃のみ 1,000円）

### ⑥貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○ 利用料金：1か月当たり 2,000円（手数料及び保険料の実費程度）

⑦利用料金の支払方法を金融機関よりの引落とし処理にされます方には、下記の手数料をいただきます。

・三重中央農協＝86円                      百五銀行＝162円

### ⑧レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。



利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容 (例)
1月	1日ーお正月 (おせち料理をいただき、新年をお祝いします。)
2月	3日ー節分 (施設内で豆まきを行います。)
3月	3日ー桃の節句 (おひな人形を飾りつけ、おひなまつりを行います。)
4月	上旬ーお花見 (施設の南側のテラスに桜の木があります。その桜を観ながらのお花見をします。)
8月	夏祭りーご家族や、地域の方々にもご参加いただき、楽しく過ごしていただきます。
9月	敬老会ー長寿をお祝いする為に楽しいイベントをご用意しております。
12月	年忘れ会

ii) クラブ活動

書道、華道、陶芸など (材料代等の実費をいただきます。)

⑨ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑩ 諸費用実費

利用者の希望や嗜好を聴き取り、お好みに合わせたおやつを提供いたします。

1食 = 100円

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑪ 契約書第22条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金  
(多床室1日あたり)

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金+多床室料	6,748円	7,448円	8,178円	8,878円	9,567円

(個室1日あたり)

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金+個室料	7,031円	7,757円	8,481円	9,201円	9,900円

☆ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 多床室 9,567円/日

個室 9,900円/日

☆なお上記の場合、食費については別途負担していただきます 食費 1,380円/日

その他おやつ代、調理費など諸経費は別途請求します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払  
イ. 下記指定口座への振り込み  
百五銀行 家城支店 店番605 普通預金口座番号229254  
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし  
ご利用できる金融機関：百五銀行、JA三重中央、郵便局

### (4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	県立一志病院
所在地	三重県津市白山町南家城616
診療科	内科・外科・整形外科・耳鼻科・眼科

#### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	美杉歯科診療所
所在地	津市美杉町八知5828-1

## 6. 事故発生時の対応について

入所中での事故（人災・天災・病気）等につきまして、下記に記載されたご連絡先順にさせていただきますが、どなたにも連絡がとれない場合につきましては人命を優先致しまして、協力医療機関等への受診等を施設の判断で行う場合がございます。費用につきましては、実費をご負担して頂きます。

- (1) 特に天災（地震・火災）等、施設機能が不能になり身元保証人の方にご連絡がつかない場合につきましては、救援にあたる行政機関の判断となります。
- (2) 事故発生後、施設管理者が重大な事故を判断するものについては、保険者となります各市町村に連絡します。

＊事故発生時の連絡先（優先順位）

優先順	間柄	氏名	連絡先	備考
1				
2				
3				
4				
5				

## 7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第 15 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 当施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 当施設から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 当施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

## (2) 当施設からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

### \* 契約者が病院等に入院された場合の対応について\*（契約書第20条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

#### ① 検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日あたり246円）

#### ② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

#### ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

ご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

## (3) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として400円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

## 8. 残置物引取人（契約書第23条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 9. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 介護支援専門員 水本 昌子

電話番号 059-272-8800

○受付時間 毎週月曜日～金曜日  
8:30～17:30

#### ○第三者委員

藤 田 清 志

松 田 隆 男

電話番号 059-272-8800

○受付時間 毎週月曜日～金曜日  
8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを受付カウンターに設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

津市役所美杉支所	所在地 津市美杉町八知5828-1 電話番号 059-272-8083 受付時間 月～金 9時～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 津市桜橋2-96 電話番号 059-228-9151 受付時間 月～金 9時～17時
三重県社会福祉協議会	所在地 津市桜橋三丁目446番33 電話番号 059-228-9111 受付時間 月～金 9時～17時

# 同 意 書

平成 年 月 日

特別養護老人ホーム笑美の里のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定入所生活介護施設・笑美の里

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特別養護老人ホーム笑美の里のサービス提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名

印

身元引受人氏名

印

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て

(2) 建物の延べ床面積 3,181.41㎡

#### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]

平成13年4月2日指定 三重県2472500228号 定員16名

[通所介護]

平成13年4月1日指定 三重県2472500236号 定員15名

#### (4) 施設の周辺環境

この施設は、主要地方道である県道久居美杉線に接し、これに分岐する村道須淵立花線が西に隣接、南が一級河川雲出川に面した山間地で、自然に恵まれた立地である。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**・・・ ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。  
(3名の利用者に対して1名の介護・看護職員を配置しています。)

**生活相談員**・・・ ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。  
(2名の生活相談員を配置しています。)

**看護職員**・・・ 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活の介護、介助等も行います。  
(3名の看護職員を配置しています。)

**介護支援専門員**・ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。  
(1名の介護支援専門員を配置しています。)

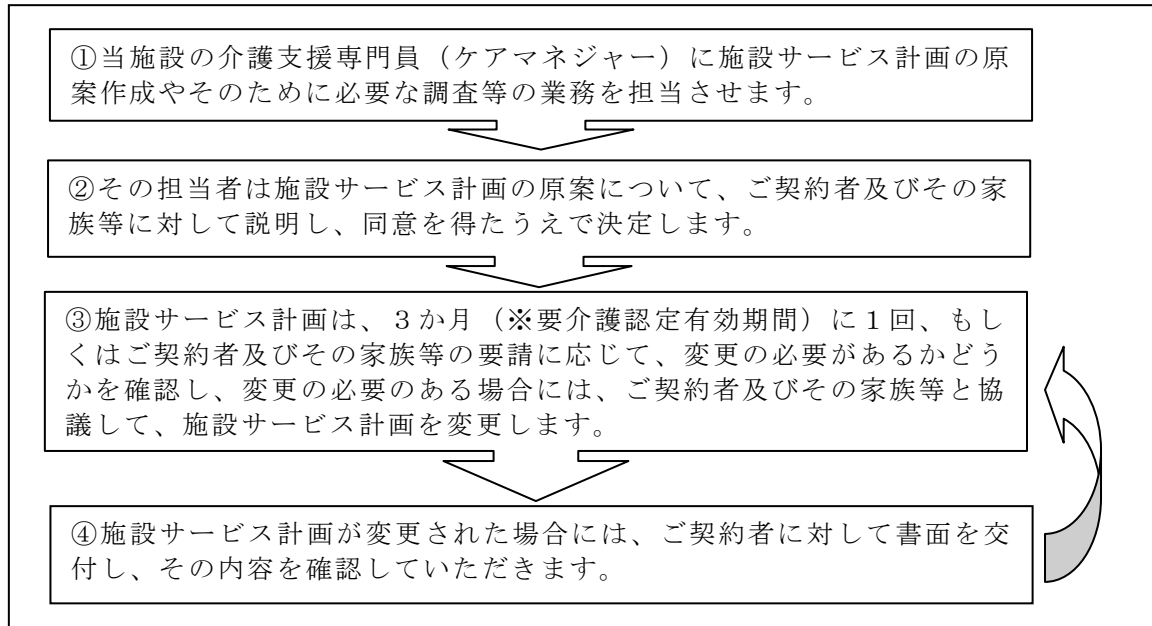
**医師**・・・ ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。  
(1名の医師を配置しています。)

**機能訓練指導員**・ご契約者に対して、生活リハビリテーションを中心に身体機能の維持、向上を行います

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



### 4. サービス提供における当施設の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥当施設及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。このことは雇用契約終了後も同様とします。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。



## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限\*

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

ペット・高級貴金属

### (2) 面会

面会時間 9:00～19:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、食べ物の持ち込みは職員の許可を得て下さい。

### (3) 外出・外泊（契約書第24条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して6泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき246円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出が無かった場合は、料金を請求します。

### (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、当施設の責任によりご契約者に生じた損害については、当施設は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 7. 衛生管理について

- (1) 特別養護老人ホーム笑美の里「衛生管理マニュアル」及び嘱託医・看護職員などとの連携により、施設内の衛生管理および感染予防に努めます。また法令にのっとり職員の健康診断も実施しております。

## 8. 事業評価、情報公開などについて

- (1) 事業内容及びサービス内容などについては定期的に評価を受けるほか、個人情報保護に配慮した上で、定期的に発行している法人便り、施設便りなどで評価及び公開しております。  
同じく法人便り、施設便りについては毎月利用者及びご家族に配布しております。

## 9. 非常災害時の対策について

- (1) 特別養護老人ホーム笑美の里「防災マニュアル」にのっとり、速やかに対応できるように、「職員緊急連絡網」を作成し緊急連絡網訓練及び避難訓練、夜間を想定した非難通報訓練などを実施しています。

## ●食事提供時間について

朝食 8 : 0 0 ~  
昼食 1 2 : 0 0 ~  
夕食 1 8 : 0 0 ~

※ 受診、体調不良の関係で食事が遅れる際は、厨房の温蔵庫・冷蔵庫にて預かりをする。  
栄養士または、厨房職員へその都度申し出ること。

朝食 9 : 0 0 まで  
昼食 1 4 : 0 0 まで  
夕食 1 9 : 0 0 まで

盛り付けより2時間以内の喫食を厳守する。

## ●食事提供場所について

南棟・・・しゃくなげホール  
西棟・・・西棟談話室  
北棟・・・しゃくなげホール  
デイ・・・しゃくなげホール

※ 体調不良者は、嘱託医もしくは看護職員の判断のもと、居室にて喫食して頂く（感染予防のため）  
※ ユニットにて、食事会を計画する場合は、上記の場所に限定しない。

## ●選択食・バイキング食について

メイン料理の選択食、バイキング食を月1回を目途に実施する。

※ バイキング食は、職員が聞き取りを行い取り分ける。  
※ 選択食は、特養入居者は事前に聞き取りを行う。短期、通所利用者は当日に聞き取りを行う。聞き取りは栄養士または介護職員が行う。必要によって代替品を用意する。